

## 尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尾張旭市第5期地域福祉計画、第6次地域福祉活動計画、地域自殺対策計画、成年後見制度利用促進計画及び再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、幅広い視点から専門的な意見を聴取するため、尾張旭市第5期地域福祉計画策定会議（以下「策定会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定会議は、計画の策定に関することについて必要な活動を行う。

(構成)

第3条 策定会議は、15人以内の構成員をもって組織し、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体
- (3) 市民公募者
- (4) その他市長が必要と認める者

(座長)

第4条 策定会議に座長を置き、座長は構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、必要に応じ座長が招集する。

2 策定会議は、必要に応じて関係者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 策定会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(謝礼)

第7条 構成員には、会議の出席に対して、予算の定める範囲内において謝礼を支給することができる。

(庶務)

第8条 策定会議に関する庶務は、尾張旭市健康福祉部福祉政策課及び尾張旭市社会福祉協議会事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営について必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月19日から施行する。